落雷被害にあわれた方へ

落雷を原因とする故障の証明に必要な書類について

１　落雷証明書または修理伝票

落雷に起因する故障であることを立証するため、落雷証明書または落雷との因果関係が記載された修理伝票を**メーカー、修理業者等に発行してもらってください。**

※ 落雷証明書、修理伝票には、次の事項が記載されている必要があります。

○　故障原因及び故障箇所

落雷が原因であることが直接的又は間接的にわかるよう記載してください。

＜例＞

＊落雷により、基板のコンデンサが損傷した。

＊雷サージと思われる過電流により、ＡＣアダプターが故障した。

○　修理の可否

・修理可能の場合は、修理箇所を記入してください。

・修理不能の場合は、修理できない理由を記載してください。

＜例＞

＊故障部品はすでに製造していないため修理不能

２　見積書

落雷事故にあった製品の修理費用又は同等品の購入費用の見積書を添付してください。

３　故障箇所の写真

故障製品の全体写真、故障箇所の分解写真（分解しない場合は点検状況の写真）等を添付してください。

４　すでに修理済みの場合

故障原因等が確認できない、または上記１から３までの書類等がご用意できない場合は、共済金をお支払いできないことがあります。

＜ご不明な点は、下記担当者までご連絡ください。＞

横浜市民共済生活協同組合　損害査定課

電話 0120-073-701

担当＿＿＿＿＿＿＿＿